

JIS

空気調和及び換気設備用ダクトの附属品

JIS A 4010 : 2018

(JFDA/JSA)

平成 30 年 12 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	石 川 裕	一般社団法人日本建設業連合会 (清水建設株式会社)
	加 藤 信 介	工学院大学
	川 上 修	一般財団法人建材試験センター
	橋 高 義 典	首都大学東京
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	棚 野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	西 野 加奈子	一般社団法人建築・住宅国際機構
	服 部 幸 夫	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	村 川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	本 橋 健 司	一般社団法人日本建築学会 (一般社団法人建築研究振興協会)
	山 崎 徳 仁	独立行政法人住宅金融支援機構
	吉 野 裕 宏	国土交通省大臣官房官庁営繕部

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 30.12.20

官 報 公 示：平成 30.12.20

原 案 作 成 者：一般社団法人全国ダクト工業団体連合会

(〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 3-3-1 YY ビル TEL 03-5567-0071)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	3
4.1 チャンバーの種類	3
4.2 ボックスの種類	4
4.3 フレキシブルダクトの種類	5
4.4 たわみ継手の種類	6
5 構造	8
5.1 チャンバーの構造	8
5.2 ボックスの構造	8
5.3 フレキシブルダクトの構造	8
5.4 たわみ継手の構造	9
6 形状・寸法	9
6.1 チャンバーの形状・寸法	9
6.2 ボックスの形状・寸法	9
6.3 フレキシブルダクトの形状・寸法	9
6.4 たわみ継手の形状・寸法	9
7 材料	10
7.1 チャンバーの材料	10
7.2 ボックスの材料	11
7.3 フレキシブルダクトの材料	11
7.4 たわみ継手の材料	11
附属書 A (参考) フレキシブルダクトの試験方法	12
解 説	15

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人全国ダクト工業団体連合会（JFDA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

空気調和及び換気設備用ダクトの附属品

Accessories of air duct

1 適用範囲

この規格は、空気調和及び換気設備用ダクト（排煙設備用を含む。）の構成部材の附属品について規定する。附属品とは、チャンバー、ボックス、フレキシブルダクト、及びたわみ継手をいう。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 1475** 建築材料の平衡含水率測定方法
- JIS A 4009** 空気調和及び換気設備用ダクトの構成部材
- JIS A 9504** 人造鉱物繊維保温材
- JIS G 3521** 硬鋼線
- JIS H 4000** アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS A 1475** 及び **JIS A 4009** によるほか、次による。

3.1

チャンバー

ダクトと空気調和機、送風機、ガラリなどとの接続、又はダクトの分岐に用いる大型の箱状のもの。空気の混合、分岐、整流などを目的とする。

3.2

ボックス

ダクトと吹出口及び吸込口との接続、又はダクトの分岐に用いる小型の箱状のもの。空気の混合、分岐、整流などを目的とする。

3.3

フレキシブルダクト

施工性向上のために用いる、可とう（撓）性、耐圧強度及び耐食性をもつ有効断面を損なわないダクト。

3.4

たわみ継手

機器、ダクトなどの振動伝ば（播）を遮断するために設ける可とう（撓）性のある継手で、一般の空気設備及び換気設備、ちゅう（厨）房排気設備、排煙設備などに用いるもの。